

## 平成26年度包括外部監査

監査のテーマ：市が出資する公益財団法人(8法人)及び財政的援助を与えている公益社団法人(2法人)の出納その他の事務の執行並びにそれらの法人への出資及び財政的援助等に係る所管課の事務の執行について

### 第3 外部監査の結果

#### Ⅱ 各論 Ⅱ-4. 公益財団法人千葉市保健医療事業団及び健康企画課に係る外部監査の結果

監査の結果（指摘事項の概要）	講じた措置
<p>公益目的事業の余剰金処理について【保健医療事業団】（報告書P134）</p> <p>保健医療事業団の「事業別職員従事割合（平成26年3月31日現在）」を確認したところ、指定管理事業（公1）については、市派遣職員である事務局長補佐は100%という配賦基準を設定し、人件費を配賦することとしていた。</p> <p>しかし、平成22年度指定管理者選定時の資料によると、当該事務局長補佐は指定管理事業に20%の従事割合とされている。この従事割合が実態に合っているとした場合、指定管理事業への従事割合20%以外の部分は、事務局長補佐という立場から、法人会計に80%配賦することも不合理ではないと考えられる。</p> <p>実態に合った従事割合に修正する前の正味財産増減計算書内訳表によると、公1事業では当期経常増減額（経常収益－経常費用）は、490万円の黒字であり、他の会計は経常収益と経常費用が一致しているという決算状況である。</p> <p>これに対して、実態に合った従事割合に修正すると、公1で755万円の黒字となり、法人会計が265万円赤字となる。</p> <p>以上を総合すると、指定管理事業（公1）は保健医療事業団が公益認定上規定している人件費配賦率には問題があり、経常的に剰余金を産み出す構造となっているものと考えられる。公益認定制度の仕組みとして、公益目的事業は公益認定段階で想定した収支相償（経常費用を経常収益で相償う適正規模であること（原則として±0かまたはマイナス））の原則に従わなければならないものであり、例外としてプラスとなったとしても、その適正規模の黒字額は次年度以降、同一の公益目的事業への還元を明確にする必要があるものである。試算としてはあるが、755万円規模の黒字額が算</p>	<p>市派遣職員の従事割合については、令和2年度から整理し、指定管理事業（公1）の剰余金については、平成28年度から新たに看護師1人を正職員として採用し、この財源として充てるほか、市派遣職員の人件費に充てることとした。</p>

定された公益目的事業は指定管理事業であり、指定管理料の規模の適正性を検討することも必要となる。

現実に発生した公益目的事業 1 からの余剰金をどのように当該事業へ還元するかに関する計画が明確に示されていないため、早急に当該余剰金の還元策を策定されたい。